

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱

（通則）

第1 岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において「令和3年福島県沖地震による災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下「令和3年福島県沖地震」という。）による災害をいい、「令和4年福島県沖地震による災害」とは、災害救助法の適用を受けた令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下「令和4年福島県沖地震」という。）による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 次のいずれかに該当する者は、中小企業者及び小規模企業者以外の扱いとする。

（1）資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100パーセントの株式を保有される中小企業者及び小規模企業者

（2）交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者

5 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

（1）新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指

定された感染症をいう。)の影響を受けた事業者

(2) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者

ア 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。

イ 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化したこと。

ウ 県内の他の地域に避難して事業を再開したこと。

(3) 次のいずれかに該当する事業者

ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者

イ 別表1のとおり、令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

(4) 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、岩手県知事(以下「知事」という。)が認めた事業者

(5) 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

6 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。

7 この要綱において「復興事業計画」とは、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3 補助金は、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震により被害を受けた岩手

県内の地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害に係る被災地域の復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

- 第4 補助金の対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設若しくは設備の復旧・整備又は商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。
- 2 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設若しくは設備を新たに整備等するための経費又は県内の施設若しくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。
- 3 前2項における補助対象経費については、別表2のとおりとする。

(補助上限)

- 第4の2 令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、令和4年福島県沖地震により被災していない場合における補助金額の上限は、令和3年福島県沖地震による災害前に県内に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額とする。
- 2 令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、補助事業の完了前に令和4年福島県沖地震により被災した場合における補助金額の上限は、令和3年福島県沖地震による災害前に県内に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額とする。ただし、第24第2項の規定に基づく増額の場合はこの限りではない。
- 3 前2項以外の場合における補助金額の上限は、令和4年福島県沖地震による災害前に県内に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を上限とする。

(補助率等)

第5 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率は、別表3のとおりとする。

(復興事業計画の認定)

第6 中小企業等グループは、復興事業計画を作成し、知事が定めるところにより、これを知事に提出して、その復興事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 知事は、前項の規定により復興事業計画の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するものであるかを審査する。

(1) 中小企業等グループが次のいずれかの機能を果たすものであると見込まれること。

ア 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって、重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えていること。

イ 事業規模や雇用規模が大きく、岩手県の経済・雇用への貢献度が高いこと。

ウ 岩手県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。

エ 地域資源を活用し、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いこと。

(2) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害のため事業所の一部若しくは全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。

イ 令和3年福島県沖地震若しくは令和4年福島県沖地震による災害の後であって、直前1月の売上が令和3年福島県沖地震若しくは令和4年福島県沖地震による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

(3) 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が岩手県に属すること。

3 知事は、第1項の規定により復興事業計画を提出した者が商店街等であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれの要件にも該当するものであるかを審査する。

(1) 当該商店街等が次のいずれにも該当するものであると見込まれること。

ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。

ウ 今後の当該地方公共団体におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。

(2) 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難となっていること。

(3) 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が岩手県に属すること。

4 東日本大震災並びに令和3年福島県沖地震による災害に対応して措置された中小企業等復旧・復興支援事業費補助金及び中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）の申請に当たり、既に復興事業計画の認定を取得している場合は、当該認定を変更して活用することができる。

5 復興事業計画の認定に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

(交付の申請)

第7 知事は、第6の規定に基づき認定した復興事業計画に係る第4第1項に規定する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に基づき、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

3 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

らない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。

(1) 岩手県暴力団排除条例（平成23年3月16日岩手県条例第35号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付決定の通知）

第8 知事は、第7第2項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、第7第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、第1項の通知に際して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第1に掲げる法令及びこの要綱の規定を遵守すること。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償する保険又は共済への加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模事業者にあつては、この限りではないが、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に替わる取組を実施すること。

ア 中小企業者にあつては、30パーセント以上

イ 中小企業者以外の事業者にあつては、40パーセント以上

(3) 実績報告書には、前号で定める保険又は共済への加入を証明する書類の添付を義務付けること。

(4) 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。

(5) 補助事業者は、損害保険契約の締結その他の事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。

(6) 補助事業者は、第 21 第 3 項又は適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間のいずれか長い期間内に、取得財産等を、他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）を行うときは、知事の承認を受けなければならないものとする。この場合において、知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができること。

(7) その他知事が必要と認める条件

4 知事は、補助事業者が復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設又は設備の復旧・整備であって、令和 3 年福島県沖地震又は令和 4 年福島県沖地震による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第 9 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第 8 条第 1 項に基づき、当該通知を受けた日から 10 日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第 10 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、規則第6条第1項第1号及び第2号により知事が定める、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る。）の10パーセント以内の減少の変更である場合

（2）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（3）令和3年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助事業の完了前に令和4年福島県沖地震により被災したことにより、令和4年福島県沖地震による被災後の状況からの復旧又は復興に係る事業を加えるため、前2号のいずれかによる変更、中止又は廃止を行おうとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 第1項に基づく計画変更の承認等については、第8第4項の規定を準用する。この場合において、第8第4項中「交付決定」とあるのは、「計画変更の承認等」と読み替えるものとする。

（契約等）

第12 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合又は補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合に行う契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前 3 項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第 12 の 2 補助事業者は、第 8 第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が第 16 の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれ

への質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第1項の規定に基づき、同規則第2条第9号に規定する支出命令者が同条第6号に規定する会計管理者等に対して支出命令を発した時に生ずるものとする。

（事故の報告）

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第15 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から20日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに、様式第6による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者が、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければな

らない。

(補助金の額の確定等)

第 16 知事は、第 15 第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 11 に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 17 補助金は、第 16 第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、規則第 13 条第 1 項に基づき、様式第 7 による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による概算払は、補助金の交付を決定した額の 9 割以内とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第 16 第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 19 知事は、第 11 第 1 項第 2 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申

請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理)

- 第 20 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 9 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 15 第 1 項に定める実績報告書に様式第 10 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産処分の制限及び期間)

- 第 21 取得財産等のうち、規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、次に掲げる財産とする。
- (1) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - (2) 規則第 19 条第 1 項第 1 号又は前号に掲げるものの従物

- (3) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産（第 1 号及び前号に掲げるものを除く。）
- 2 補助事業者は、取得財産等の処分を行うときは、様式第 11 により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。
 - 3 規則第 19 条第 1 項により補助金の交付の目的及び当該資産の耐用年数を勘案して知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）」で定める期間とする。なお、この場合、「中小企業組合等共同施設等災害復旧費」を「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）」に読み替えるものとする。
 - 4 補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、知事は、当該取得財産等が処分制限期間を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第 22 中小企業等グループ又はその構成員は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（立入検査等）

- 第 23 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（令和 3 年福島県沖地震からの復旧又は復興途上において令和 4 年福島県沖地震により被

災した事業者の取扱い)

第 24 令和 3 年福島県沖地震により被災し、当該補助金の交付の決定を受け、補助事業の完了前に令和 4 年福島県沖地震により被災し、同地震による被災後の状況からの復旧又は復興を行おうとする場合の復興事業計画の認定から交付決定の通知までの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 令和 3 年福島県沖地震からの復旧又は復興に係る補助事業について、必要に応じて第 11 の規定に基づき、補助事業の中止に係る計画変更の承認等を行ったうえで、第 15 の規定に基づく実績報告及び第 16 の規定に基づく補助金の額の確定等を行う。

(2) 令和 3 年福島県沖地震及び令和 4 年福島県沖地震からの復旧又は復興に係る経費について、第 6 の規定に基づく復興事業計画の認定、第 7 の規定に基づく交付申請及び第 8 の規定に基づく交付決定の通知を行う。

2 前項により難しい場合には、第 11 第 1 項第 3 号の規定に基づく計画変更の承認等を行う。この場合における補助金額の増額は、令和 4 年福島県沖地震による被災後の状況から、令和 3 年福島県沖地震による災害前に県内に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額から、令和 3 年度に交付決定された補助金額のうち、支払責任の生じていない額を控除した額を上限とする。

(その他必要な事項)

第 25 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて令和 3 年度に交付決定された補助金の補助事業者に対する第 2 第 5 項の適用については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

項目	要件
厳しい債務状況にある事業者	次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者
経営再建等に取組む事業者	相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者
認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者	次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者 1 令和4年福島県沖地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

・上記別表1の過剰債務の状況とは、原則として令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者

$$\{ \text{有利子負債（短期借入金＋長期借入金＋社債）} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1 / 2 \text{（営業欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費} \} \text{※}^1$$
- 4 次式で算出した値が正となる事業者

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額} \text{※}^2 - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1 / 2 \text{（経常欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費} \} \text{※}^1 - \text{金融機関調達（予定含む）} \text{※}^3$$

※1 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって12か月間の損益計算書」を用いて判断する。

※2 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

※3 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く。）をいう。

別表 2

補助対象 経費	内 訳	上限額
施設	事業所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設	1 事業者あたり 15 億円
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの	
宿 舎 整 備 の た め の 事 業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用	
商 業 機 能 の 復 旧 促 進 の た め の 事 業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費	

- ・上記別表2の施設又は設備の復旧又は整備及び商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費及び改良工事等に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。
- ・上記別表2の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・上記別表2の補助対象経費のうち、令和3年福島県沖地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったものについては、令和3年度に交付決定されたものに限る。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、次のとおりとする。
 - (1) 令和3年度に交付決定された補助事業（(3)に該当する補助事業を除く。）については、令和3年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合、その保険金及び共済金を補助対象経費から控除する。
 - (2) 令和4年度以降に交付決定された補助事業については、令和4年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合、その保険金及び共済金の額が、補助対象経費から補助金を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超える場合においては、自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金の額から控除する。
 - (3) 第24第2号の規定に基づく計画変更を行った補助事業については、令和3年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合、その保険金及び共済金を補助対象経費から控除し、令和4年福島県沖地震に起因して受領する保険金及び共済金がある場合、その保険金及び共済金の額が、自己負担額を超える場合においては、自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金の額から控除する。

別表 3

補助対象 経費	補助対象者	補助率
別表 2 に定 める経費	中小企業者及び 小規模企業者	補助対象経費の 3 / 4 以内
	中小企業者及び 小規模企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内
	特定被災事業者	補助対象経費の 10 / 10 以内（ただし、補助対象経費が 5 億円を超えるときは、当該補助対象経費のうち 5 億円に相当する額については 10 / 10 以内、補助対象経費から 5 億円を控除した額に相当する額については、中小企業者及び小規模企業者にあつては 3 / 4 以内、中小企業者及び小規模企業者以外にあつては 1 / 2 以内。）

様式第 1

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付申請書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 7 第 2 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙 1 「補助事業計画書」のとおり)

3. 補助事業完了予定期日 年 月 日

(注) 1. 県が認定した中小企業等グループの復興事業計画を添付すること。

2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

補助事業計画書

事業内容

1. 中小企業等グループの概要
2. 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）の対象とする施設・設備等の名称・仕様、施設・設備等ごとの所要経費及び設置場所
 - (1) 設備等の名称
 - (2) 設置場所 ○○県○○郡○○市町村○○丁目○○番地
 - (3) 施設・設備等の内容及び取得費

○○設備等

○○○○円

経費の配分

(単位：円)

補助事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分		備考
		グループ 又は構成員 負担額	補助金 申請額	

様式第 2

岩手県指令番号

住所

代表法人名
構成員名

(中小企業等グループ名)

年 月 日付け第 号で申請のあった中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業） 円を交付します。

年 月 日

岩手県知事

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け第 号をもって申請があった令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費の配分は、申請書に添付した補助事業計画書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
4. 岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 11 第 1 項ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、前記 1 により定められた事業内容のうち、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合及び補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る。）の 10 パーセント以内の減少の変更である場合とする。
5. 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第 5 に規定する補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。
6. 補助事業者は、交付要綱第 1 に掲げる法令及び交付要綱の規定を遵守すること。また、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - (1) 交付要綱第 19 第 1 項の規定による交付決定の取消し、第 19 第 2 項の規定による補助金等の返還又は第 19 第 3 項の規定による加算金の納付
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第 29 条から第 31 条までの規定による罰則

- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
7. 補助金に係る消費税等相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなるので留意すること。
 8. 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険または共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償する保険又は共済へ加入することについて同意すること。ただし、小規模事業者にあつては、この限りではないが、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震で得られた教訓を踏まえ、保険または共済加入に代わる取組を実施すること。
 - (1) 中小企業者にあつては、30パーセント以上
 - (2) 中小企業者以外の事業者にあつては、40パーセント以上
 9. 補助事業者は、補助事業が完了した時は、実績報告書に、前記8で定める保険又は共済への加入を証明する書類を添付し、知事に提出すること。
 10. 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないので留意すること。
 11. 補助事業者は、損害保険契約の締結その他の事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。
 12. 補助事業者は、交付要綱第21第3項又は適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間のいずれか長い期間内に、取得財産等を、他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）を行うときは、知事の承認を受けなければならないので留意すること。なお、この場合において、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

様式第 3

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名
┌ 代表法人 代表者
└ 構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）
計画変更（等）承認申請書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 11
第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

- （注） 1. 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請
すること。
2. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第 4

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）
事故報告書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 13
の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第 5

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
 構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）
状況報告書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 14
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

（注）本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第6

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
 構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）
実績報告書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 15
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入
 - (2) 支出

中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）支出表 （単位：円）

経費の内訳	補助事業に 要した経費	補助対象経費	負担区分		備考
			県負担額	補助金額	
合計					

- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第20条第3項の規定に基づき、
様式第11による取得財産等管理明細表を添付することとする。
2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式
を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額
3. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第7

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
 構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）
精算（概算）払請求書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 17
第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第 8

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 18 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 16 第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3 - 2） | 円 |

- （注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第9

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、岩手県補助金交付要領第19条第1項から第3項に定める財産、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」で定める期間を記載すること。

様式第 10

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、岩手県補助金交付要領第 19 条第 1 項から第 3 項に定める財産、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）」で定める期間を記載すること。

様式第 11

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

令和 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）
財産処分承認申請書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第 21
第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 処分の内容

- ①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
- ②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

（注）本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。